2010年 11 月24日発行　　KSK 通巻4938号(毎月12回2･3･4･5の付く日発行)　昭和51年12月22日第三種郵便物認可

KSK湘南ふくしネットワーク オンブズマン

ＳＮＥＴ広報２３号

編集責任者：NPO 法人湘南ふくしネットワークオンブズマン　藤本　直也
事　務　所：〒253-0044 神奈川県茅ヶ崎市新栄町 13-48 ワラシナビル５階
電話・FAX ：0467-85-6660　直通電話：090 - 4937 - 4904　**定価 100 円**
ホームページ：http://www.npo-snet.com　e メール：info@npo-snet.com

S-NET

権利擁護研修報告

特定非営利活動法人湘南ふくしネットワークオンブズマン（以下Ｓネット）では、９月 23 日（秋分の日）と 24 日の２日間にわたり権利擁護研修「あなたも権利擁護活動に参加しませんか？」を延べ 37 名の参加を得て開催いたしました。

１日目は、藤本理事長の「近年の福祉の動向」の解説、髙山前理事長の権利、人権、権利擁護、人権擁護の一つひとつをしっかり押さえた上での「権利擁護とは何か」の講義があり、続いて、各副理事長よりＳネットでの権利擁護実践に基づいた「オンブズマン活動による権利擁護」と「成年後見支援と権利擁護」の講義がありました。また、講義後には自己覚知と非言語のコミュニケーション体験の演習が行われました（下の写真参照）。

２日目は、長年地域生活支援をされている牧野理事より「障害のある方の地域生活を支える理念と実践」を、また、大石理事（弁護士）より「権利擁護」を声高に言わなければならないほど「事件」にまでなる権利侵害事件は起きやすいことを、事例を交えてお話いただき、続いて、３人の当事者の方々より「当事者の声」ということで、日ごろ、思ったり、感じたりされていることお話をいただきました。（次ページで紹介）

≪演習：ノンバーバルコミュニケーション体験≫

血液型「ＡとＡＢ型チーム」と「ＢとＯ型チーム」に分かれ、ことばや数字を表わすものを使わずに、生まれた月日順に整列する速さと正確さを競いました。Ａ・ＡＢ型チームは、泳ぐジェスチャーで分かった真ん中の夏の人を基準にして自分の位置を判断し、次々と月を表す行事などジェスチャー等で確かめ合って並んで行きました。Ｂ・Ｏ型チームは、一人ひとり順番に前に出てジェスチャー等で示し、みんなで判断をして並んで行きました。私たちは日頃、意識せずにノンバーバルコミュニケーション（非言語コミュニケーション）で情報の多くを得ており、特に相談支援を担当する者は感覚を磨き、自分が発している表情、雰囲気など意識する必要があるということを学びました。

≪演習：自己覚知≫

末期ガンの父親に人工呼吸器を付けるかどうか
長男：父親が“延命措置はしないで”と言っていたので付けない
長女：1日でも長く生きてもらうために付ける
次男：もう一度医者に確かめてから決める
自分の思いとは違う意見を“代弁”する難しさを体験しました。

長男、長女、次男チームに分かれてディベートのための作戦会議

長男、長女、次男の立場でのディベート迫真に迫る熱演でした

権利擁護研修　「当事者の声」

日頃のオンブズマン活動でも当事者の声を聴くことを第一とする権利擁護活動を行っている当法人の研修ですので、３人の当事者の方においでいただき、お話いただきました。

援助者の方たちが、用意した原稿を読むだけで目いっぱいだと思うので、無理はさせないでくださいとおっしゃっていましたが、皆様堂々と話され、受講者の方たちの質問にも、テキパキとお答えくださいました。ご自分の人生の主人公として、いきいきと生活されている様子を聞かせていただきました。

Ａさん

お父様を病気で亡くされ、ご近所の民生委員さんをはじめいろいろな方からの支援を受けて、ご自宅で、お一人で暮らしていらっしゃいます。

後見人が欲しいと、成年後見支援センターの援助を受けて、ご自分で申し立てたいと「本人申立て」をなさり補助人についてもらったこと、足が少し不自由ということで自宅のお風呂場の改造をされたこと、家事援助のヘルパーを利用していること、大好きな歌手のコンサートに行くためにファンクラブに入りチケット獲得のために奮闘したことなど、自分のために自分で決めて色々なことをなさっている様子をお話し下さいました。

Ｂさん

ご両親がお亡くなりになって、ご自宅（一軒家）で一人暮らをしていらっしゃいます。時々とても寂しくなってしまうけれど「グループホームに入ったら」と勧められても他人に気を使わず自由に行動できる一人暮らしが良いと言われ、なるほどと思いました。

お兄様と連絡を取り、財産管理をしてもらっているが、日々の暮らしは一人でしており、最近目の手術をした時も、自分で病院を探し、一人で受診したとのこと。

また、家事援助の居宅介護ヘルパーの利用や移動介護のヘルパーを利用して温泉旅行を計画されることなど、いきいきと生活されている様子をお話いただきました。

Ｃさん

親兄弟の反対を押し切って３０数年生活していた入所施設を出て、地域での生活（グループホームでの生活）を勝ち取られたこと、入所施設で人生の半分以上暮らしていたけれど入所施設では「時間が過ぎていくだけでした」と言われ、一人で寝る経験もなく、身の回りのことは全部世話してもらえるので衣服の事や部屋を片付けるという意識が育たず、お小遣いを自分で管理することも知らず、地域で暮らすようになってから一つずつ身につけていったとの事です。

とても印象深かったのは、施設職員の「おはよう」と、地域のご近所の方からかけられる「おはよう」は、音は同じでも全く違う。ご近所の方の「おはよう」には、「○ちゃん元気？今日も一日頑張ってね！」という励ましの気持ちが込められているように感じるというお話でした。地域での生活と、入所施設での生活の違いをつくづくと感じさせられるお話でした。

オンブズマン訪問先で
利用者さんからプレゼントされました。
（ワニくんとその仲間たち）

大石剛一郎のイギリス訪問記

シリーズ 第3弾！！

イギリスでは、障害等の有無に関係なく、刑事事件一般において、「捜査の可視化」（警察での取調べの様子の一部始終を録音・ビデオ録画して、不当な自白強要が無かったかどうかを後でチェックできるようにしておくこと）と「弁護人立会権」（取調べに弁護士を立ち会わせることを求められること）が保障されています。

しかし、これらの手続保障だけでは、例えば自閉症の障害があって、普通に会話をしてコミュニケーションをとるということが容易でない人の話や真意を十分に的確に聞きとることはできません。本人の真意を聞き出すには、本人と信頼関係が取れる人、本人の障害・コミュニケーションの特徴を把握して適切に対応できる人が、本人から話を聞く、という場面を、できるだけ早い段階で設定することが必要です。

イギリスでは、このような発想・認識から、会話によるコミュニケーションの力が十分でない子どもや障害者については、「適切な大人」を連れてきて、その人が話を聞きとる、という場面を設定することが被疑者（子ども・障害者）の権利として認められています。この「適切な大人」の例としては、親、生活支援をしているソーシャルワーカー、その他一定のトレーニングを積んだ第三者、が挙げられています。

親は、一般的には子との間で一定の信頼関係が取れている場合が多いですが、時には親子関係がひどく悪くなっていて、本人にとってとても「適切な大人」とは言えない、という場合もあります。また、親は世間体を気にし過ぎて、子ども（本人）を殊更に強く叱りつけ、自白を強要してしまう、というようなケースもあるようです。

本人の生活支援をしているソーシャルワーカーは、確かに本人が心を許して真意を話す唯一の人だったりすることもあるのですが、そのソーシャルワーカーが、刑事事件や警察の対応等に慣れていないと、良いように警察の「手先」のように使われて、結果的に自白を誘導してしまうことになりかねない、という危険があるようです。

そこで、「刑事事件における（会話によるコミュニケーションの力が十分でない子どもや障害者）本人の権利擁護をふまえた、真意の聞きとり」という観点からトレーニングを積んだ「適切な大人」の養成・派遣の必要性が論じられることとなり、あるＮＰＯ法人が既に、その養成プログラムを作って、普及活動をしていました。

このＮＰＯ法人は、「プリズン・リフォーム・トラスト」という団体で、元来は、受刑者の人権・刑務所内での待遇のこと等を扱う団体だったのですが、近年は、メンタル面の障害のある受刑者に関する社会復帰に向けたプログラム、更には刑務所に入れられてしまう前の段階での関わりや権利保障・手続保障に力を入れている、とのことでした。その一環が、会話によるコミュニケーションの力が十分でない子どもや障害者のための「適切な大人」の養成プログラムの作成・普及だというわけです。このＮＰＯ法人は全国組織の団体ですが、スタッフは十数名でした。人数はあまり多くない方がむしろ有効な活動ができるのだ、とこの法人の方は強調されていました。

この「適切な大人」養成プログラムが実際に、どの程度普及し、有効性を発揮しているのかについては、今回は検証できませんでした。しかし少なくとも、「議論のための議論」みたいなことを延々と重ねる愚に陥ることなく、実際に見えてきた必要性をもとに、課題を早く的確に設定して、その課題に対する対応をどんどん積極的に「形」にしていくというスタイル、そのようなイギリスの公的なシステム・手続作りや民間活動の姿勢については、学ぶべきところが非常に多い、と強く思いました。

（弁護士　大石　剛一郎）

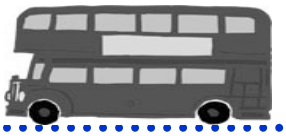

はつ春の成年後見相談会

日　時：2011 年1月 15 日（土）15:30~18:30
場　所：老人福祉センター（農協ビル）３階　＊茅ヶ崎駅北口徒歩５分
費　用：無料
対象者：茅ヶ崎市に在住、在勤、在学　ご本人またはご本人に関わる方
備　考：要予約（お問い合わせください。）
問い合わせ先　　成年後見支援センター　電話＆FAX　0467-85-6660
受付　月・水・金　10 時～17 時（祝日はお休み）

本相談会は**茅ヶ崎市との協働推進事業**として行われます。

去年に引き続き、当法人の法律家と相談員で、相談をお受けする機会を作りました。平日はお仕事などのご都合でなかなか時間をとることが難しい方々のご相談をお待ちしております。
予約制となっておりますので、まずはお問い合わせください。
ご連絡お待ちしております。

成年後見支援センターの協働推進事業報告会

2011 年2月5日（土）13:30~　茅ヶ崎市民会館　３階　大会議室

2008 年４月から３年間 茅ヶ崎市と協働で実施してきました成年後見支援センターが、2011 年３月で終了します。当該センターのこれまでの活動を振り返り、茅ヶ崎市における権利擁護活動の状況等を皆様にお伝えしたいと思います。

※当法人の権利擁護活動について

当法人ではめまぐるしい制度改革のなかで、常に利用者の方々の権利擁護を目的にオンブズマン活動、成年後見及び支援活動を行ってきました。しかしながら、前者は施設の有志が集まってできた組織である湘南ふくしﾈｯﾄﾜｰｸ 21（Ｓﾈｯﾄ 21）の活動が休止となり、ﾈｯﾄﾜｰｸ型・協働型オンブズマン活動の意義が失われつつあり、後者は権利擁護の手段（ツール）としての新しい手法を開拓していかなければなりません。そのため、当法人では、現在、今までの権利擁護活動について見直す議論を行っており、成年後見支援センターの協働推進事業の終了に備え、次の事業への展開を図っていることをご報告致します。（理事長 藤本 直也）

賛助会員入会のお願い

私たちは、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、権利擁護活動を行っています。賛助会員としてご入会いただき、私たちの活動をご支援くださいますようお願い申し上げます。

◇賛助会員会費　・個　人　　年額　一口　1,000 円　（一口以上）
　　・法　人　　年額　一口　5,000 円　（一口以上）
◇ご入会の方法：郵便振替書により下記口座へ会費をお振込みください
　　郵便振替口座番号：００２１０－９－７５４９６
　　口座名義人：ＮＰＯ法人　Ｓネットオンブズマン

－編集後記－

権利擁護研修の報告のために、録音テープを聴いたので“おさらい”をすることができました。（江崎）

既に11月です。今年目標を立てたことがいくつ実現できたかとため息がでてしまう今日この頃です。（藤本）

「適切な大人」にとって必要な事をすぐに形にできる社会。私も日々の中で意識していきたいです。（小野田）